

令和 8 年度 予算編成方針

1. 国の動向

国の予算編成では、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、義務的経費については、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求するとされ、真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討するとされている。

2. 地方の動向

地方財政においては、引き続き巨額の財源不足が生じ、多額の債務を抱えるなか、「地方創生 2.0」やDXやGXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、課題が山積している。また、景気は、雇用・所得環境の改善などが、緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国通商政策の影響による景気の下振れリスクや物価上昇の継続による消費者マインドの下振れリスク、金融資本市場の変動等の影響などにより、地方税収入の先行きは不透明である。

3. 当市の動向

現段階における本市の財政見通しは、市税収入は微増傾向にあるものの、歳入環境は引き続き厳しい状況にあり、歳出では社会保障関係費の増やささまざまな行政課題への取り組みにより、行政経費がさらに膨らむことが見込まれる。また、優先課題である市立病院の早期建替えや駅西口市街地再開発事業のほか、蔵戸田衛生センターの火災にかかる対応や職員人件費の高騰などに多くの財源が必要となり、市債の発行はもとより、当初予算編成において多額の基金を取り崩さざるを得ない非常に厳しい状況となっている。

このような中、市民の負託に応えるための「市長マニフェスト」や「コンパクトシティ蔵」将来ビジョンⅡに基づく施策の進捗に向け計画的に取り組むとともに、将来にわたって自律した行財政運営を図っていくことが重要である。

4. 予算編成の基本方針

令和 8 年度予算は、本市の財政状況を職員一人ひとりが深く認識し、各課・各部において各事業・各経費の優先順位の厳しい選択を行うとともに、合理化・効率化に最大限取り組み、行政課題に対し、最少の経費で最大の効果を挙げることを前提とした市民の視点に立った施策、制度の抜本的な見直しを行うことで、本市の直面する課題を乗り越え、市民の幸せと本市の未来への飛躍に向けた予算を編成する。

具体的には、以下の取組を徹底していくこととする。

- (1) 既存事務事業の見直しをはじめ、部内の優先順位や重点化を検討したうえで計上すること。特に、新規・拡充事業については緊急性、継続性、効果を考慮し、既存事務事業の廃止や見直しを行うこと。
- (2) 投資的事業の計上に当たっては、必要性、経済性などをじゅうぶんに検討するとともに、関係各課と綿密な協議を行うこと。
- (3) 継続費、債務負担行為の設定に当たっては、事業規模、年割額などを検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。
- (4) 国・県の予算編成の動向等を把握し、補助金等を最大限に活用するとともに、その確保に努めること。
- (5) 国の制度改正等については、国・県等から発信される情報収集に努め、的確に見積もること。併せて条例・規則等への影響も漏れなく確認すること。
- (6) 特別会計については、適正な受益者負担の確保を図り、一般会計からの繰出金を最小限に留めること。
- (7) 公営企業会計については、企業的性格をじゅうぶんに発揮し、採算性の向上に向けた経営改革を推進すること。